

中小企業の新たな 取り組み（経営革新） を支援します！！

経営革新計画の承認申請のしおり

～中小企業等経営強化法～

令和6年4月

島 根 県

中小企業等経営強化法に基づく**経営革新計画の承認申請**の手続きに当たっては、中小企業庁が作成しているパンフレット「**経営革新計画進め方ガイドブック**」を参考にしてください。

なお、島根県における承認までの流れ、独自の支援施策、連絡先等については本しおりに記載しておりますので、ご確認の上、手続きを行ってください。

1. 計画承認までの流れ

最寄りの相談窓口への相談

- まず**最寄りの相談窓口**（最寄りの商工団体等）へお気軽にご相談ください。
- 詳しい連絡先については、このしおりの最終ページをご覧ください。
- ビジネスプラン（経営革新計画）の作成には、様々なお手伝いができますので、上記の相談窓口へ**早めのご相談**をお勧めします。

必要書類の準備 ・作成

- 経営革新計画を作成されたら、申請書類を作成してください。
- 支援施策のご利用に当たっては、計画作成と並行して、各支援施策実施機関と**事前に十分な協議**を行ってください。特に、外部からの資金調達（融資等）をご利用になる場合は、**資金調達先と必ず事前に協議**しておいてください。

申請書の提出

- 計画承認申請書に必要な添付書類を添えて、県の担当窓口（最終ページ参照）に提出してください。

県知事の審査・承認

- 県の担当者が計画内容等のヒアリングを行います。
- 計画内容の審査後、承認された場合には、**承認通知書**が交付され、**各種の支援施策**のご利用が可能となります。
- なお、審査には**ヒアリング等の時間**を要しますので、融資等のご利用を予定される場合は、融資等の日程に間に合うよう**早めの申請準備**をお願いします。

計画の実行、支援施策の利用

- 各支援施策実施機関による審査を経た上で、支援施策等が決定されます。
- 計画を実行しながら進捗状況の把握を行い、**PDCA サイクル**（Plan：計画、Do：実行、Check：検証、Action：改善）の定着に努めてください。

進捗状況の確認 その他

- 計画開始後、フォローアップのために、進捗状況調査等が行われます。
- 実行後の状況により**計画の中止や変更等**が生じた場合は、**所定の手続き**が必要となりますので、県の担当窓口や最寄りの相談窓口（最終ページ参照）へご相談ください。

2. 申請書類の書き方、添付書類等

(1) 申請書の作成

島根県版の申請様式がありますので、必ず、**県中小企業課ホームページから最新の申請様式をダウンロードして記入してください。**電子媒体や紙での提供も可能ですので、県の担当窓口までお申し出ください。

申請書ダウンロード（県中小企業課ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/shinjigyo/shinseisho.html>

(2) 記入上の注意

一般的な記載方法・注意事項については、**国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」**をご覧ください。県や商工団体等の窓口で配布しています。中小企業庁ホームページ（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>）よりダウンロードも可能です。国の様式第13は県の様式第1、国の様式第14は県の様式第2に読み替えてください。補足の注意事項は以下のとおりです。

① 様式第1（承認申請書）、様式第2（変更承認申請書）

- ・ 住所地は、法人の場合：**登記上の本店所在地**、個人の場合：**住民登録の住所地**（※事業所所在地ではありません）を記載してください。
- ・ **必ず連絡担当者欄**を記入してください。
- ・ **メールアドレスも記入**してください。経営革新に関する県からの様々な情報提供を、メールにて行う場合があります。なお、携帯電話のメールアドレスはご遠慮ください。

② 別表2（実施計画と実績）

- ・ 評価基準は**数字で客観的に評価**できる基準（例：売上高、生産数量、稼働率、不良率、新規顧客数等）が望ましく、主観的な基準（例：役員の評価等）は避けてください。

③ 別表3（経営計画及び資金計画）

- ・ **民間リース、産業振興財団の設備貸与制度**を利用される場合、リース期間に応じた**リース費用**を④販売費及び一般管理費欄と⑪減価償却費「リース・リソナル費用」欄に記載してください。
- ・ **各種補助金**を利用される場合、**補助金額**を「その他」欄に記載してください。

④ 別表4（設備投資計画及び運転資金計画）

- ・ 設備投資額については、**機械設備だけでなく、土地、建物等も記載**してください（いわゆる「設備資金」の対象となるものとお考えください）。
- ・ 別表4に計上されている必要資金額に対応するものが、別表3の資金調達額にもれなく計上されているか、**金額、時期等の整合性を確認**してください。

⑤ 別表6（関係機関への連絡希望）

- ・ 計画作成等に関与した**支援機関等**を連絡希望先に含むようにしてください。
- ・ 一覧にない機関への連絡も可能ですので、適宜、欄を追加して記載してください。

⑥ 別表7（事例集等作成のお願い）

- ・ **県のホームページ上で承認事例の一般公開**（「経営革新計画のテーマ」）を行いますので、それを念頭に公開区分を記入してください。

(3) 提出書類

一般的な提出書類・注意事項については、国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」をご覧ください。補足の注意事項は以下のとおりです。

① 添付書類

区分	必要書類	備考
法人	法人登記事項証明書又は定款の写し	可能な限り登記事項証明書を添付してください（コピーでも可）
	直近2期分の決算書	
個人	直近2期分の所得税の確定申告書の写し	

※ 変更承認申請の場合は、変更の内容に応じて異なりますので、県の担当窓口等にご確認ください。

② 参考資料

以下の資料は必須ではありませんが、審査における参考としたいので、可能な範囲内で添付をお願いします。

- ・ 企業概要（企業パンフレット、営業報告書等）
- ・ 新たな事業活動内容のイメージ図、具体的計画書、収支計画表等の参考資料
- ・ 設備投資がある場合、土地、建物、設備等の内容が分かるもの（図面、見積書、パンフレット等）

3. 支援施策について

以下の施策が用意されています。国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」に紹介されているものは施策内容を記載していませんので、詳細は国パンフレットをご覧ください。

太字のものは、**島根県独自の施策**です。

なお、計画の承認は、各支援施策の実行を保証するものではありませんので、**計画承認申請の準備と並行して、各施策実施機関へ事前に十分な協議を行ってください。**

区分	施策名	国/県
融資	① 信用保証の特例	国
	② 県制度融資の特別融資（新事業展開強化資金）	県
	③ 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	国
	④ 高度化融資制度	国
	⑤ 設備貸与の特例	県
投資	⑥ 起業支援ファンドからの投資	国
	⑦ 中小企業投資育成株式会社からの投資	国
補助	⑧ ISO シリーズ等の国際規格認証取得促進助成金	県
	⑨ 事業承継新事業活動支援補助金	県
販路	⑩ 販路開拓コーディネート事業	国
	⑪ 新価値創造展（中小企業総合展）への出展	国
海外展開	⑫ 株式会社日本政策金融公庫法の特例	国
	⑬ 株式会社日本貿易保険による支援措置	国
	⑭ 中小企業信用保険法の特例	国

各支援施策の補足説明は、以下のとおりです。

融資	① 信用保証の特例	国
	通常の付保限度額と同額の別枠設定、新事業開拓保証の限度額引き上げ 島根県信用保証協会 TEL 0852-22-2837	

融資	② 県制度融資の特別融資（新事業展開強化資金）	県
	<p>（対象者）計画承認を受けた中小企業者、組合等</p> <p>（融資利率）責任共有：年 1.35%、責任共有外：年 1.2%</p> <p>（保証料）責任共有：年 0.4～1.5%、責任共有外：年 0.4～1.7%</p> <p>（融資限度額）設備：8 千万円、運転：5 千万円</p> <p>（融資期間）設備：12 年以内、運転：10 年以内（いずれも据置 1 年以内）</p> <p>（保証人）法人：取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による、個人：原則不要</p> <p>（担保）取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による</p> <p>（申込先）最寄りの商工会議所、商工会等</p> <p>※ 別途、取扱金融機関、島根県信用保証協会の審査があります。計画承認は、融資実行を保証するものではありません。</p>	
県商工労働部中小企業課（金融係）TEL 0852-22-5882		

融資	③ 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	国
	<p>貸付利率は基準利率▲0.65%</p> <p>株式会社日本政策金融公庫 松江支店（中小企業事業）TEL 0852-21-0110</p> <p>// 松江支店（国民生活事業）TEL 0852-23-2651</p> <p>// 浜田支店（国民生活事業）TEL 0855-22-2835</p>	

融資	④ 高度化融資制度	国
	<p>長期・無利子融資</p> <p>県商工労働部中小企業課（管理係）TEL 0852-22-6204</p>	

融資	⑤ 設備貸与の特例	県
	<p>（対象者）計画承認を受けた事業者</p> <p>（利用限度額）100 万円～1 億円（税込価格）</p> <p>（金利）残金に対して年 1.60%（通常年 1.75%）</p> <p>（保証金）設備価格の 5%</p> <p>（償還期間等）7 年以内（6,000 万円超の場合及び公害防止設備は 12 年以内）、据置 1 年以内の月賦均等償還</p> <p>（保証人）法人：原則代表者のみ、個人：原則不要</p> <p>（担保）物的担保は原則不要</p> <p>※ 中古設備も対象となります（詳細をご確認ください）。</p> <p>※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、貸与実行を保証するものではありません。</p>	
<p>公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5113</p> <p>// 石見事務所 TEL 0855-24-9301</p>		

投資	⑥ 起業支援ファンドからの投資	国
	株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供	
	中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド企画課 TEL 03-5470-1672	

投資	⑦ 中小企業投資育成株式会社からの投資	国
	株式の引受け、新株予約権付社債等の引受け	
	大阪中小企業投資育成株式会社 TEL 06-6459-1700	

補助	⑧ ISO シリーズ等の国際規格認証取得促進助成金	県
	(対象業種) 製造業又は情報サービス業を営む者(製造業又は情報サービス業の分野での取得を目指す者)	
	(対象経費) 専門家経費、審査登録に要する経費 (助成額) 対象経費の1/2以内で、1件当たり100万円以内 ※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、補助金の交付決定を保証するものではありません。	
公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115		

補助	⑨ 事業承継新事業活動支援補助金	県
	(概要) 後継者又は後継予定者が中心となっていく、新商品又は新役務の開発、販路開拓等の新しい取組を支援。	
	(対象経費) 備品機械設備等購入費、施設改修費等 (対象者) ①後継予定者が決まっておき、補助金の交付を受けようとする会計年度の末日から起算して5年以内に代表者の交代をする事業承継計画を有し、株の過半数を引き継ぐ計画としていること(個人事業主の承継も含む。)②補助金の交付を受けようとする日の属する会計年度の前2会計年度以内に事業承継を実施したものであること (補助率) 1/2(経営革新計画等法承認がある場合は2/3) (補助上限) 100万円(経営革新計画等法承認がある場合は200万円)	
窓口：各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団 担当：県商工労働部中小企業課(経営力強化支援室) 県西部県民センター商工観光部(商工振興課) ※各機関の連絡先については、最終ページをご覧ください。		

販路	⑩販路開拓コーディネート事業	国
	販路開拓コーディネーターによるマーケティングサポート	
	中小企業基盤整備機構中国本部経営支援部経営支援課 TEL082-502-6555	

販路	⑪新価値創造展(中小企業総合展)	国
	計画承認を受け、自社で開発した製品・サービス等で出展を希望される場合、出展審査等において評価の対象となります。	
	中小企業基盤整備機構販路支援部販路支援課 TEL03-5470-1525	

海外展開	⑫株式会社日本政策金融公庫法の特例	国
	日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証	
	株式会社日本政策金融公庫松江支店（中小企業事業）TEL0852-21-0110	

海外展開	⑬株式会社日本貿易保険による支援措置	国
	日本貿易保険が海外事業資金貸付保険を付保	
	株式会社日本貿易保険営業第二部 TEL03-3512-7670	

海外展開	⑭中小企業信用保険法の特例	国
	海外投資関係保証の限度額の引き上げ	
	島根県信用保証協会 TEL0852-22-2837	

4. 相談窓口（最寄りの商工団体）

- 商工会議所

松江 0852-32-0505 浜田 0855-22-3025 出雲 0853-25-3710
 益田 0856-22-0088 大田 0854-82-0765 安来 0854-22-2380
 江津 0855-52-2268 平田 0853-63-3211

- 商工会

まつえ北 0852-82-2266 東出雲町 0852-52-2344 まつえ南 0852-66-0861
 安来市 0854-32-2155 奥出雲町 0854-54-0158 雲南市 0854-45-2405
 飯南町 0854-76-2118 斐川町 0853-72-0674 出雲 0853-53-2558
 銀の道 050-3784-0955 川本町 0855-72-0123 美郷町 0855-75-0805
 邑南町 0855-95-0278 桜江町 0855-92-1331 石 央 0855-42-0070
 美 濃 0856-52-2537 津和野町 0856-72-3131 吉賀町 0856-77-1255
 隠岐の島町 08512-2-1157 隠岐 國 08514-2-0376 西ノ島町 08514-6-1021

（※ 本所のみ記載しています。支所等については、本所にご確認ください。）

- 島根県商工会連合会 0852-21-0651（本所）、0855-22-3590（石見事務所）
- 島根県中小企業団体中央会 0852-21-4809
- 公益財団法人しまね産業振興財団 0852-60-5115（本部）、0855-24-9301（石見事務所）

5. 県の担当窓口（申請書提出先）

区域	担当	所在地	電話(上)・FAX(下)
東 部 隠 岐	商工労働部中小企業課 (経営力強化支援室)	〒690-8501 松江市殿町 1 (県庁本庁舎 2 階)	0852-22-5285
			0852-22-5781
西 部 (大田市、 邑智郡以西)	西部県民センター商工観光部 (商工振興課)	〒697-0041 浜田市片庭町 254 (県浜田合同庁舎 2 階)	0855-29-5649
			0855-22-5306

制度の詳細い説明、申請書等のダウンロードは

→島根県中小企業課ホームページへ

経営革新 島根

※ このしおりの内容は、令和6年4月現在です。支援施策の内容等は、その後、変更される場合もあります。